

[千葉市役所行政視察 ヒアリング内容]

◇ 本庁舎整備検討に係るこれまでの経過について

① 現在の庁舎が抱える課題について

1970年の竣工から40年が経過しており防災面、分散化・狭隘化、老朽化の問題が出てきた。特に災害拠点としての耐震性能が不足している点や、施設老朽化による突発的な不具合による業務継続の不確実性が大きな課題となっている。

② これまでの検討経緯について

2011年の東日本大震災が起きた当日に、市長が建替えに向けた方針を出し、その後2012年3月に庁内検討結果として「本庁舎のあり方に関する基本的な考え方」を策定した。その年の5月に議会報告を行い、定量的(ライフサイクルコストを含む)調査が必要だとの認識で合致し6月に約1000万円の補正予算が議決された。

2013年3月、「基礎調査報告書」の取りまとめが完了し、4月議会に報告。議会からは「調査報告」の妥当性を評価すべきとの意見が多数あり、8月 包括協定を締結している千葉大学に第三者評価を委託した。

同年10月、「第三者評価報告書」が取りまとめられ、市が業者委託した「調査報告」についておおむね妥当との評価が行われ、11月 議会報告が行われた。

③ 「基礎調査」の結果について

		A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	B	C-1※	C-2※
		改修方式	改修+賃借集約方式	改修+購入集約方式	改修+新築集約方式	改修+新築・議会集約方式	新築集約方式	賃借集約方式	購入集約方式
定性的評価	建物性能	△	△	△	○	○	◎	(△)	(○)
	建物利用	×	▼	▼	△	○	◎	(○)	(○)
	敷地利用	○	○	○	△	○	◎	(▼)	(▼)
定量的評価	施設整備期間 (5年)	179.90	208.41	277.48	255.99	258.60	274.90	88.44	261.80
	維持管理期間 (50年)	710.45	702.30	386.68	387.96	373.13	296.67	915.60	338.51
	ライフサイクルコスト (55年)	890.35	910.71	664.16	643.95	631.73	571.57	1,004.04	600.31

※ C-1、C-2は対象物件が不確定のため、参考評価

(単位:億円)

A4(改修+新築集約方式)、A5(改修+新築・議会集約方式)、B(新築集約方式)が評価が高かった。

④ 「第三者評価」の結果について

定性的及び定量的評価の結果、市の基礎調査は妥当な判断と言える。

千葉市の将来像を見据えたうえで、4haもある本庁舎敷地の有効活用という観点を持つのであれば、Bに優位性がある。

⑤ 今後の本庁舎整備に対する考え方について

B案を採用することとし、新庁舎建設に向けた基本構想、基本計画策定の為の来年度当初予算案(約 9000 万円)を計上し、附属機関の設置や市民アンケートの実施など、市民や議会の理解を得ながら事業を進めていく。

具体的には、2014 年度内に庁内検討によるモデルプランを作り、事業者提案に備える。2015 年に事業者提案を行い、業者決定を行い、2022 年に新庁舎竣工で予定している。

◇ ごみ減量の取り組みと家庭ごみ有料化について

① これまでの ごみ減量の取り組みの概要について

2007 年に新しいごみ処理基本計画を策定。清掃工場(クリーンセンター)を3施設から2施設へ減。それに伴い、焼却ごみを1/3(10万トン)減らす。

焼却ごみは順調に削減されてきたが、平成23年以降は削減目標に対して実績が大きく割り込むようになり、削減余地が少なくなっている。

② これまで行ってきた ごみ減量施策について

啓発活動・・・平成 2007～2012 年度にかけて1050の自治会に対して、1063回の説明会の実施など

小学生を対象とした普及啓発・・・小学生によるごみ出しチェックの実施など

「ちばルール」行動協定の締結・・・事業者に対してレジ袋の削減などの協定を結ぶ

収集体制の合理化・・・古紙回収日の増加など

古紙・布類の再資源化の拡充・・・古紙回収庫設置や集団回収など

生ごみ分別収集特別地区事業の実施

事業系ごみの分別の徹底・・・清掃工場での搬入物検査の実施など

焼却灰の再生利用の推進・・・エコセメントやスラグへの再生利用

生ごみ・剪定枝の排出抑制推進・・・生ごみ減量処理機等の購入補助制度など

③ 特長的な施策について

- 「ごみの分別・排出ルールの指導制度」というものを 2011 年度から実施。

決められた日に分別して、決められた場所に、決められた容器で排出されているかを、職員

が毎日チェック。(1日あたり20ステーション程度)

取り残しごみを持ち帰り、ルールを守らない方を指導し、指導後も守れない場合は勧告、命令をする制度。ルール違反を繰り返す場合は2千円の過料を設けているとのこと。

勧告は2012年一年間で135件、命令は条例施行後で3件、過料はこれまでなし。

● リサイクル等推進基金について

1998年に設置。市民や事業者などへの啓発事業や活動支援事業に活用している。

粗大ごみ処理手数料の全額、家庭ごみ処理手数料の全額を基金に繰り入れ。

活用方法としては、焼却ごみ減量の啓発事業、生ごみ減量処理機等の購入補助制度、集団回収団体への保管庫等の支援、家庭ごみ手数料徴収制度運用の為の費用など。

④ 家庭ごみの有料化について

平成26年2月1日より「ごみ手数料徴収制度」(家庭ごみ処理の有料化)が開始。

手数料は1リットル当たり0.8円。(よくあるケースは1リットル当たり1円。)

支援制度を特別に設ける。紙おむつ等を利用する世帯には、ごみ袋を配布。

全世帯(約40万世帯)に対して、職員が手分けして「ガイドブック」をポスティングし啓発。

大津市議会議員 藤井哲也